

答申第72号（諮問第78号）

「 団地に係る、平成10年12月22日～平成11年2月12日迄に太田行政事務所へ提出された不動産取得税減免申請書について、企業局が代行提出した際の起案書（課税評価額証明書（土地分）、買取証明書、支払調書、土地交換契約書の添付がわかる文書）」の非開示決定に対する異議申立てに係る答申書

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、群馬県公文書の開示等に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、群馬県企業管理者(以下「実施機関」という。)に対し、平成17年7月22日付けで、「 団地に係る、平成10年12月22日～11年2月12日迄に提出された不動産取得税減額申請書について、企業局が代行提出した際の起案書(課税評価額証明書(土地分) 買取証明書、支払調書、土地交換契約書)」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成17年8月5日、本件請求に係る公文書を「 団地に係る、平成10年12月22日～平成11年2月12日迄に太田行政事務所へ提出された不動産取得税減免申請書について、企業局が代行提出した際の起案書(課税評価額証明書(土地分) 買取証明書、支払調書、土地交換契約書の添付がわかる文書)」(以下「本件公文書」という。)であると判断し、非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、公文書を非開示とした理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

精査の結果、該当文書が存在しない。

3 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成17年9月22日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は条例第12条第1項の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して、平成17年10月3日付けで、本件異議申立て事案の諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 争点(本件公文書の不存在について)

本件公文書は存在しないとした実施機関の判断は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

争点(本件公文書の不存在について)

(1) 申立人の主張

ア 申立人は、本件に該当する文書を、県の職員が申立人を仮装・偽装して作成・行使していたものであるから、申立人への全面開示を求めたものである。ところが、実施機関は、これを単なる個人情報の開示請求と同一扱いして非開示としたものであり、違法・不当である。

以上のとおり、当該非開示処分及び決定は、事実の誤認と、申立人の切迫必要性を無視したことに基いてなされたものであるから、その取り消しを求める。

イ 実施機関は、条例の、「県の機関が職務上作成・受領し、決済を終えた文書、図画、写真及びマイクロフィルム」が、条例の対象である「趣旨を考慮して公文書を

精査したが、該当する公文書は存在しなかった。」としたが、しかし、これは、実施機関が当時、そのような公文書も作成せず、あるいは作成して、その控えも保管しながら、それを隠匿するか、廃棄していることを自ら認める別謂に他ならない。

本件公文書は、申立人の開示請求により保管期間を延長させられ、現在行政事務所の後身の県税事務所に保存されているのだから、開示されなければならない。

ウ 本件起案書には、本来申立人が個人で自主的に提出すべき申請書を、事実のままに申請されたら、実施機関が申立人の土地の権利証を偽造したりしてその土地を詐取していたことが発覚してしまうことから、この防止や、その防止をカムフラージュするための、当該申請の実施機関自身の代行目的が盛られている。したがって、「個人が申請するものであり、そこに企業局の意志決定が及ぶ余地は無い。」申請を、どうして実施機関自身が、その独自の意思を及ぼし、謀議起案決定し、申立人個人を騙して防御不能にし、申立人個人になりすまして申請していたのかの、その全真相が分かる文書なのであるから、存在しない訳がなく、それを開示できないのは、ただ隠匿しているか、証拠隠滅のために廃棄したからである。

(2) 実施機関の主張

開示を請求された公文書の内容に沿って精査したが、該当する公文書は存在しなかった。

不動産取得税(以下「税」という。)は不動産を取得した際に課される県税である。また、この税は、公共事業等に伴い不動産を譲渡した場合、これに代わるものと認められる不動産を取得したときは申請により減免できる、とされている。

つまり、不動産取得税減免申請書は、上記理由により不動産を取得した個人が行政事務所(現・県税事務所)に申請するものであり、そこに企業局の意志決定が及ぶ余地はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

争点(本件公文書の不存在について)

(1) 公文書の特定について

申立人が本件請求時に記載した公文書の内容又は件名は「 団地に係る、平成10年12月22日～11年2月12日迄に提出された不動産取得税減額申請書について、企業局が代行提出した際の起案書(課税評価額証明書(土地分)、買取証明書、支払調書、土地交換契約書)」である。

このことから、申立人の主張する本件公文書は、 団地に係る不動産について、企業局が申請者に代わって不動産取得税減額申請書を提出するために作成した起案書(以下、「本件起案書」という。)と、その起案書に添付されている課税評価証明書、買取証明書、支払調書、土地交換契約書(これら文書を以下、「本件添付書類」という。)であると認められる。

(2) 不動産取得税減額申請について

群馬県県税条例第86条の2第1項には、「知事は、不動産を取得した者が(中略)公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受

け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合（中略）において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、（中略）当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（中略）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。」と規定されている。また、同条第4項には、「第1項の減額を受けようとする者又は次項の還付の申請をする者は、前項各号に定める事項を記載した申請書にその事実を証明するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。」と規定されている。なお、同条第4項の規定による申請書は、群馬県県税条例施行規則第50条で規定される、「第81号の3様式 不動産取得税減額申請書（代替不動産減額用）」である。

（3）公文書の不存在について

申立人は、実施機関が本件公文書を申立人に仮装・偽装して作成・行使している、あるいは隠匿しているか、廃棄していると主張する。

実施機関の説明によると、そもそも不動産取得税減額申請書は、不動産を取得した本人が申請するものであり、実施機関が本人に代わって作成して提出するという性質のものではなく、そのような意思決定（起案及び決裁）をして提出することはないため、本件公文書は存在しないとのことである。

前述したとおり、群馬県県税条例第86条の2第4項には、「（前略）減額を受けようとする者（中略）は、（中略）申請書にその事実を証明するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。」と規定されていることから、本件起案を行っていないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

また、本件添付書類であるが、本件起案書が存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められないことから、群馬県県税条例第86条の2第4項で当該減額申請書に添付すると規定される本件添付書類についても、不存在であるとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

（4）結論

以上により、実施機関の決定は妥当であると認められ、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年10月 3日	諮問
平成17年10月31日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年12月 1日	異議申立人からの意見書を受領
平成18年 3月24日 (第121回審査会)	審議
平成18年 4月28日 (第122回審査会)	審議(実施機関の口頭意見陳述)
平成18年 5月22日 (第123回審査会)	審議
平成18年 5月30日	答申